

議案第37号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成8年三朝町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

## 改正後

## 別表(第 23 条関係)

## 一般廃棄物処理手数料

廃棄物の区分		取扱区分	手数料
可燃性一般廃棄物	一般家庭系	指定袋大 1 枚につき	<u>50 円</u>
		指定袋中 1 枚につき	<u>40 円</u>
		指定袋小 1 枚につき	<u>20 円</u>
	事業所系	指定袋大 1 枚につき	<u>100 円</u>
		指定袋中 1 枚につき	<u>80 円</u>

## 改正前

## 別表(第 23 条関係)

## 一般廃棄物処理手数料

廃棄物の区分		取扱区分	手数料	摘要
可燃性一般廃棄物	一般家庭系	指定袋大 1 枚につき	<u>40 円</u>	
		指定袋中 1 枚につき	<u>33 円</u>	
		指定袋小 1 枚につき	<u>15 円</u>	
	事業所系	指定袋大 1 枚につき	<u>90 円</u>	
		指定袋中 1 枚につき	<u>73 円</u>	
し尿		(基本料金) 1801 まで	1,750 円	
		(超過料金) 1801 を超える場合 超える量 901 につき	875 円	端数を生じる場合は、当該量を 901 とみなす。
動物の死体		1 頭につき	500 円	

## 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。